

に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針)

- ・平8.6.19発基63（労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行について）
- ・平8.10.1基発612（「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」の周知について）

〔労
違
新
六
七〕

基本解説

本条は、健康診断実施後、健康診断項目に所見のあった検査項目についての医師等の意見を踏まえ、さらに、労働者の事情を考慮の上、具体的な措置をとるよう事業者に義務付けたものです。

安衛法66条の4により、健康診断の結果について異常な所見があった場合には、事業者は、労働者の健康を保持するための措置について、医師等からの意見聴取を義務付けており、医師からの意見に基づいて、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設または設備の設置または整備その他の適切な措置を講じなければならないこととなります。

これら事業者が講ずべき措置が適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を厚生労働大臣が公表することとなっており、「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」が公表されています。これらの措置を講ずるにあたっては、指針を十分に考慮して行わなければなりません。

なお、厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、事業者またはその団体に対し、上記指針に関し、必要な指導等を行うことができます。

さらに、平成18年4月1日より医師または歯科医師から聴取した意見を衛生委員会、安全衛生委員会または労働時間等の設定の改善に関する特別措置法7条1項に規定する労働時間等設定改善委員会へ報告しなければならないことになりました。

〔労働新六七〕

❖健康診断の結果に基づき講ずべき措置

Q

当社では、毎年、定期健康診断を行っています。その結果については衛生委員会において審議していますが、事後措置として会社が行うべきことが法規上定められているのでしょうか。

A

健康診断は、労働者の健康の保持のための手段の1つであり、単に実施するだけでは意味がありません。その結果に基づいて、医師または歯科医師の意見を勘案し、必要があると認める時は、労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等の措置を的確に実施する必要があります。

解説

安衛法66条の4に「事業者は、前条（編注：安衛法66条）第1項から第4項までまたは第5項ただし書または第66条の2の規定による健康診断を行った結果……に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、医師または歯科医師の意見を聴かなければならない。」との規定を設けています。

また、安衛法66条の5に「事業者は、前条（編注：同法66条の4）の規定による医師又は歯科医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、当該医師又は歯科医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会（労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成4年法律第90号）第7条第1項に規定する労働時間等設定改善委員会をいう。以下同じ。）への報告その他の適切な措置を講じなければならない。」と規定しています。

このことは、労災補償保険で二次健康診断給付を受けた場合も同じです。

つまり、健康診断は、労働者の健康の保持のための手段の1つであり、単に実施するだけでは意味がないため、健康診断実施後の措置としては、医師または歯科医師の

〔労
違
新
六
七〕

意見を勘案し、必要があると認める時は、労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等の措置を的確に実施する必要があります。

また、その実施にあたっては、「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」を十分考慮して行う必要があります。

健康診断の意見を求める医師、歯科医師については、「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」において、産業医を選任している時は当該産業医の、産業医の選任を義務付けられていない事業場においては、労働者の健康管理等を行わせる医師等の意見を聴くことが適当であるとしています。

根拠等

- ・安衛法66の4（健康診断の結果についての医師等からの意見聴取）
- ・安衛法66の5（健康診断実施後の措置）
- ・平8.10.1健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針公示1（健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針）
- ・平8.6.19発基63（労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行について）
- ・平8.10.1基発612（「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」の周知について）